

ごみ処理基本計画の取組実施状況について

■令和3年度・令和4年度実施 重点取組事項

【小型電子機器リサイクルの推進】

（1）引き取り認定事業者との契約に基づく処理

小型電子機器リサイクルの推進にあたっては、引き取り認定事業者である株式会社マテック（帯広市）と業務協定書を締結し、環境省が定める小型電子機器のうち特定品目と呼ばれる品目の処理を依頼しています。

小型電子機器リサイクルについては、これまでも同社に処理を依頼していましたが、令和3年度からは引き取り料を支払うこととなり、改めて契約を締結して適正な処理を行っているところです。

（2）町民への周知

小型電子機器リサイクルの実施について改めて町民の皆さんへ周知するため、現在、ごみ収集日カレンダーの裏面に情報を掲載しています。

また、町総合情報誌すまいる「エコなび通信」に情報を掲載し、周知を図っています。

さらに、粗大ごみ申込の際に該当する品目があった場合は、町で無料回収している旨を伝え、引き取るよう個別対応を行っています。

【新たな周知の仕組み導入の取組】

新たなツールの導入

令和3年度は、町公式 LINE アカウントを活用し、次のツール等を導入しました。

- ①粗大ごみ申込フォーム
- ②落ち葉等回収連絡フォーム
- ③登録者へのごみ収集日通知（プッシュ型）

現在、多くの方に活用いただいているところですが、町広報誌やホームページなどを活用した周知を継続して行い、さらなる活用を進めます。また、政策推進課広報広聴係と連携してフォームの改良等を研究し、利用しやすいフォームづくりを目指します。

ごみに関することはいつでもどこでも簡単に知ることができることが必要と考えています。今後、ごみに関するQ&Aの町ホームページ掲載など、新たな周知ツールの整備に向けて進めていく予定です。

【資源物集団回収事業の推進】

資源物集団回収事業については、町内会・行政区が行っている資源物回収量に応じ、5円/kgを支出しているところです。回収された資源物は回収事業者を通じてリサイクル事業者へと引き渡されることから、町のごみ処理量の削減にも結び付くため、支援による地域コミュニティ推進の考え方を含めて助成金を支出しているものです。

しかしながら、回収量は徐々に減少している状況にあり、芽室町市街地町内会連合会にも働きかけて事業の積極的な活用について促しているところです。

令和3年度中に要綱を改正し、現在町内会や行政区のみに支出している助成金をスポーツ団体や地域団体にも拡大したところであり、町内会や行政区への事業内容周知、芽室町市街地町内会連合会からの継続した周知対応により、事業の効果的運用を図ってまいります。

■資源物集団回収事業 処理量の推移(令和元年度～令和3年度) 【単位：kg】

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
アルミ缶	18,345	17,941	16,770
紙パック	5,991	6,261	4,935
新聞紙	314,735	262,428	254,832
雑誌	77,883	72,185	68,041
びん	8,447	8,657	8,919
ダンボール	79,719	81,691	81,020
合 計	505,120	449,163	434,517

【事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討】

町が取り扱うごみ（一般廃棄物）は、家庭から排出されるごみだけではなく、事業者が排出するごみ（事業系一般廃棄物）も含まれ、十勝管内のごみ処理を一括して担っている十勝圏複合事務組合へ支払う負担金には、双方のごみの排出量が算定基礎となっています。

そのため、家庭ごみだけではなく、事業者が排出するごみの量を削減することも重要となっています。

計画では、令和4年度・5年度の2か年にわたって新たな制度の検討を行うこととしており、現在、作業を進めています。

道内では、ごみ減量等を積極的に行っている事業所を優良事業所として認定する制度を設けている自治体もあります。これらの制度内容など参考にしながら、事業者がごみ減量に取り組む制度の設計を進めます。

【事業者との連携によるごみ削減の取組】

町が取り扱うごみ（一般廃棄物）は、家庭から排出されるごみだけではなく、事業者が排出するごみも対象となることから、事業者との連携は必須です。

まずは、町内商店会との連携を検討し、今年4月に「めむろみなくる商店会」役員会で意見交換を行いました。今後、飲食店の食品ロス削減への取組に向けて改めて意見交換を行う予定であり、事業者との連携を相互理解のもとで可能な内容から進めていきます。

【食品ロス削減の推進】

家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品は、ごみとして廃棄されますが、その量はごみの割合の多くを占めています。

事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品をムダにしない取組を進めることが重要です。

このことから、町広報誌「エコなび通信」に食品ロスに関する事項を掲載し、食品ロス削減に関する町民の皆さんへの意識啓発を進めています。

また、現在、北海道が食品ロス削減計画を策定していますが、他自治体の取組事例等を参考にしながら、事業者への食品廃棄等の取り組みなどを調査し、食品ロス削減に関する計画の策定に向けていく考えです。

新中間処理施設整備基本計画（原案）概要版

1. 新中間処理施設整備基本計画策定の目的

本基本計画は、十勝圏複合事務組合の構成市町村が求める循環型社会形成の基盤となる新中間処理施設の整備に向けて、建設地周辺の状況や立地条件等を考慮し、必要な施設規模、計画ごみ質、公害防止計画、ごみ処理フロー等の基本事項を整理することを目的とする。

2. 基本条件の整理

(1) 建設地の都市計画等諸条件

建設地の都市計画や建築等の主な諸条件は以下のとおりとする。

項目	内容
所在地	北海道帯広市西 21 条北 4 丁目 5 番地 他 11 筆
敷地面積	約 6.2ha
都市計画区域	帯広圏都市計画区域（「ごみ焼却場」として都市計画決定予定）
区域区分	市街化調整区域
防火・準防火地域	指定なし
生産施設面積率	50%以下
緑地面積率	20%以上
環境施設面積率（緑地を含む）	25%以上

*¹ 本施設については、ごみ焼却に伴い発生した電気を売却する電気供給業に係る施設であり、敷地面積が 9,000m² 以上になるため、工場立地法の特定工場に該当する基準が定められている。

(2) 建設地及び周辺の状況

1) 水害

帯広市のハザードマップでは、建設地は洪水時の浸水区域となっており、3.3～5.7mの浸水深が想定されている。また、周辺道路の浸水継続時間では、約 16～21 時間程度と想定されているが、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）については区域外となっている。

2) 活断層

「新編 日本の活断層」（活断層研究会編）によれば、建設地及びその周囲に活断層は確認されていない。

3) その他

伝搬障害防止区域、埋蔵文化財包蔵地、航空法による高さの制限等は該当していない。

(3) ユーティリティ条件

1) 電気

建設地周囲の道路には 6.6kV の高圧線、建設地から約 160m離れた南側には 66kV 特別高圧線が通っている。本計画では、くりりんセンターと同様に、ごみ焼却に伴い発生する余熱を利用して発電並びに余剰電力の売電を行う方針であり、売電電力は高圧線の上限である 2,000kW を超えるため、特別高圧線を引き込む。

2) 用水

建設地北側の道道 75 号帯広新得線には、帯広市の上水道（φ100）が敷設されているため、上水については、この本管から引き込むものとする。また、上水の使用量を節水し、災害時にも有効な井水の利用を計画する。

3) 排水

建設地周辺は下水道計画区域外となっており、下水道（雨水・汚水）は整備されていないため、プラント排水と生活排水は排水処理後に再利用を行うクローズドシステムとします。また、雨水排水については、構内雨水集排水設備を通じて、浸透管や浸透柵、あるいは調整池で全量浸透処理を行うものとする。

3. 計画処理量及び施設規模

(1) 施設の計画目標年次

将来のごみ量は、人口減少等の影響により減少が見込まれているため、年間を通して施設が稼働する初年度である令和 10 年度（2028 年度）のごみ量を最大量とし、施設の計画目標年次を令和 10 年度（2028 年度）とする。

(2) 新中間処理施設の施設規模

【焼却処理施設】

処理対象ごみ量	施設規模
84,254 t / 年	292 t / 日
1 日平均処理対象ごみ量 ÷ (年間稼働日数 ÷ 365) ÷ 調整稼働率 = 230.83t/日 ÷ (300 日 ÷ 365 日) ÷ 0.96 ≒ 292t/日	

【大型・不燃ごみ処理施設】

処理対象ごみ量	施設規模
11,862 t / 年	61 t / 日
年間処理対象ごみ量 ÷ 年間稼働日数 × 計画月最大変動係数 = 11,862t/年 ÷ 250 日 × 1.30 ≒ 61t/日	

*プラントメーカーへ調査の結果、月変動を考慮した。

4. 炉数

(1) 炉数の比較

炉数を検討する項目としては、年間操炉計画、熱効率、建築費、故障時のリスク等が考えられ、これらの項目について、比較した結果は以下のとおりとする。

炉数の比較

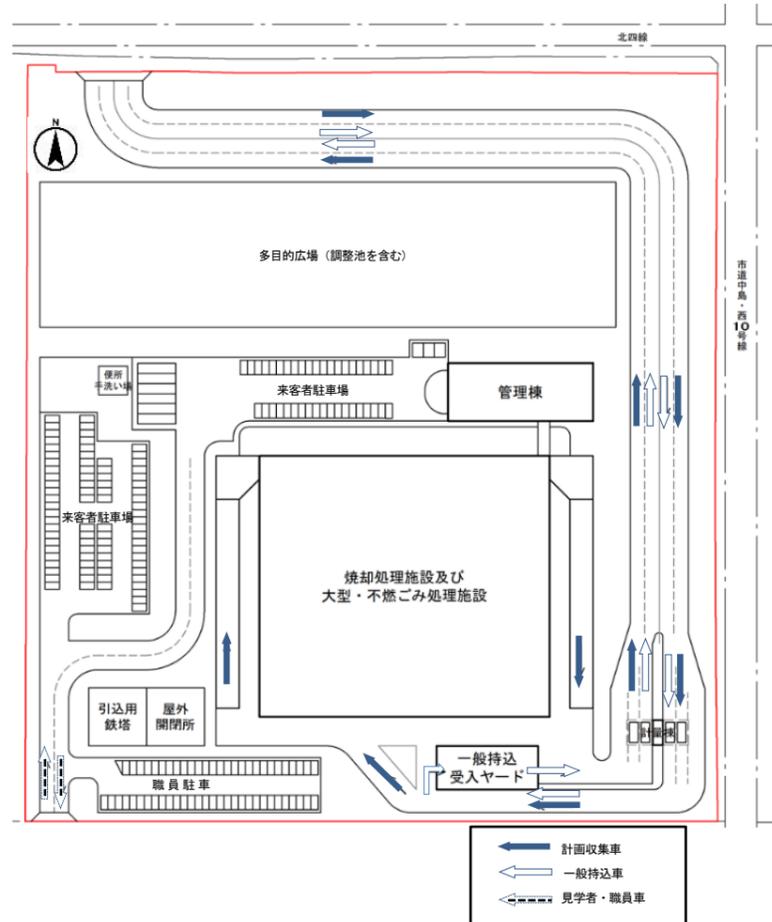
	2 炉 (1 炉 146 トン×2)	3 炉 (1 炉 97.3 トン×3)
年間操炉計画	◎ 1 炉点検時は処理能力が半分となるが、支障なく操炉が可能である。	◎ 1 炉点検時 2/3 の処理能力が確保できる。支障なく操炉が可能である。
熱効率	◎ 3 炉と比較すると、1 炉あたりの規模は大きくなるため、熱効率の点で有利となる。	◎ 1 炉あたりの規模は小さくなるため、熱効率の点で不利となる。一方、負荷率を抑えた 3 炉運転が可能であるため、総合的に 2 炉時と大きく変わらない。
建設費	◎ 3 炉と比較すると、1 炉分の機器（焼却炉、ボイラ、送風機、ポンプ、配管等）が不要となるため、1 炉毎の施設規模の違いを考慮しても相対的に安価となる。	○ 2 炉と比較すると、1 炉分の機器（焼却炉、ボイラ、送風機、ポンプ、配管等）が必要となるため、1 炉毎の施設規模の違いを考慮しても相対的に高価となる。
維持管理費	◎ 3 炉と比較すると、機器数が少ない分、点検費、補修工事費等（人件費含む）は安価となる。	○ 2 炉と比較すると、機器数が多い分、点検費、補修工事費等（人件費含む）は高価となる。
建築面積	◎ 3 炉と比較すると、機器数が少ないため、建築面積は小さくなる。	○ 2 炉と比較すると、機器数が多くなるため、建築面積は大きくなる。
補修期間・頻度	◎ 3 炉と比較すると、機器点数が少ない分、補修期間が短くなる。また、薬品等の受入、交換頻度が少なくなる。	○ 2 炉と比較すると、機器点数が多い分、補修期間が長くなる。また、薬品等の受入・交換頻度が多くなる。
故障時のリスク	○ 1 炉が故障した場合には、復旧するまでの期間は残りの 1 炉のみで運転を継続する必要がある。	◎ 1 炉が故障した場合においても、復旧するまでの期間は残りの 2 炉で運転を継続できる。

(2) 検討の結果

建設費、維持管理費、建築面積、補修期間・頻度の項目で3炉構成と比較し、2炉構成が有効である結果となった。また、他都市においても2炉構成において施設運営がなされ、故障等に係るリスクも管理できていること等も踏まえ、本施設は2炉構成とする。

5. 施設配置・動線計画図

<施設配置・動線計画図>



なお、この配置図は参考図であり、事業実施時には事業者の提案により詳細が決まるもの。

6. 事業計画

(1) 概算事業費

概算事業費は、施設の詳細仕様等を示しコンサルタントが聴取した事業者見積りを元に社会・経済状況を考慮し算出した。なお、建設費及び運営維持管理費は今後の入札予定価格算出の参考とするものである。

総事業費	約 611 億円 (税抜 約 556 億円)
うち 建設費	約 386 億円 (税抜 約 351 億円)
運営維持管理費 (20 年間)	約 222 億円 (税抜 約 202 億円)
用地費等 (用地費は非課税)	約 3 億円 (税抜 約 3 億円)

(2) 事業工程

事業工程は、以下のとおりとする。

項目(年度)	2021(R3)		2022(R4)		2023(R5)		2024(R6)		2025(R7)		2026(R8)		2027(R9)		2028(R10)	
	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3
地域計画																
施設基本計画、PF事業導入可能性調査																
測量、地質調査																
生活環境影響調査																
都市計画決定																
選定事業者	事業者募集資料															
	事業者選定															
建設工事	実施設計															
	建設工事															
	試運転															
施設稼働																

なお、今後の社会・経済情勢等により、事業工程が変動する可能性がある。供用開始は、令和9年度末を予定している。

7. 新施設のポイント (参考)

- 渋滞対策
 - ・搬入車両が周辺道路に並ばないように、敷地内に十分な車両滞留長を確保する。
- 混雑対策/安全対策
 - ・計量機を増やし、一般持込車両と計画収集車両を分離する。
 - ・一般持込車両専用プラットフォームを設置し、荷下ろし場所を分離する。
- 火災対策
 - ・誤って混入されたリチウムイオン電池などの火災の危険がある処理不適物を取り除くための選別工程を導入する。
- 地震/水害対策
 - ・想定される地震や水害が発生した場合でも、施設の稼働に影響を受けず、安全で安定的なごみ処理が継続できる施設とすることを前提に整備する。
- 最終処分場の延命
 - ・ごみ資源化を行い、最終処分場の負荷軽減を図る。
- 充実した環境学習機能
 - ・地域における3R活動に係る意識啓発事業を推進する上での拠点となるよう、環境教育・環境学習機能を整備する。
- 周辺環境に配慮した施設
 - ・施設の排ガス、騒音・振動・悪臭の基準値については、現施設同様に自主基準を設定する。
- エネルギー利用
 - ・ごみ処理過程で生じる余熱については、全量を発電等に利用し、高効率にエネルギー回収する施設とする。